

箱根関所通り景観まちづくり研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、「箱根関所通り景観まちづくり研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、箱根関所通りの景観まちづくりに関する事項を研究するとともに、その促進を図り、地区の生活環境の向上、活性化及び振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 箱根関所通りの景観まちづくりに関する調査及び研究
- (2) 箱根関所通りの景観重点地区の指定に向けた調査及び研究
- (3) 箱根町景観計画の策定及び変更提案に係る調査及び研究
- (4) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 本研究会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

- 2 本研究会に会長1名、副会長1名を置き、会員の互選により定める。
- 3 会長は、本研究会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本研究会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席会員の過半数の賛成により議決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会員以外の者の出席)

第6条 本研究会は、必要があるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 本研究会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本研究会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別表

	氏 名	住 所	店 舗 名 等
会 長	丸山 皓史	箱根 17 番地	箱根丸山物産本店
副会長	土屋 康彦	箱根 13 番地	民芸の里
事務局	大石 健雄	箱根 18 番地	傳兵衛蕎麦（製麺所含む）
会 員	杉村 則秋	箱根 10 番地	箱根関所旅物語館
	滝田 光子	箱根 524 番地の 4	ふれんず箱根（所有者）
	亀田 勲	箱根 14 番地	ふれんず箱根
	後藤 正道	箱根 14 番地	関所の茶屋
	森野 成美	箱根 8 番地の 1	玉屋 箱根の関所
		箱根 15 番地	美濃屋
	丸山 一郎	箱根 16 番地	箱根寄木細工 関所からくり 美術館
	伊東 仁	元箱根 171 番地	神奈川県立恩賜公園
山内 圭	箱根 1 番地	箱根関所	